

麻生健康保険組合 御中

健康保険 限度額適用認定申請書

※ マイナ保険証をお持ちの方への交付は原則廃止されました ※
(裏面または2枚目をご確認のうえ、該当理由に☑のうえ申請書をご提出ください)

**けがの治療（骨折、靱帯損傷、熱傷等）で健康保険を使用したときは
すみやかに「負傷原因調査票」をご提出ください。**

(交通事故や暴力行為等によるけがの場合は追加提出書類が必要となります)

以下のとおり健康保険 限度額適用認定証の交付を申請します。

健康保険証の記号-番号		-		申請日		年	月	日
被保険者	氏名			事業所	名称			
	生年月日	年 月 日			所在地			
適用対象者	☐ 被保険者本人 (被扶養者の場合は対象者について記入してください)							
	氏名			被保険者との続柄				
	生年月日	年 月 日		性別		男 ・ 女		
適用対象者の住所		〒						
入院（予定）日		年 月 日 ・ 未定						
既に交付を受けている方 (返却済の方を除く)		交付済認定証の有効期限 年 月 日						

**「標準負担額減額認定証」の発行をご希望の場合は、被保険者を含む世帯全員が
市町村民税非課税であることがわかる公的書類を添付してください。**

ただし、市区町村民税が非課税等であっても、被保険者が上位所得者に該当する場合の
所得区分は上位所得者となります。

《 注意事項 》
限度額適用認定証の有効期間は半年間です。
更新の際も申請書の提出が必要です。
(更新の際は、有効期間満了の約2週間前より申請書を受付けます)
有効期限切れの認定証はご返却ください。

◆高齢受給者証に記載の負担割合が「3割」で一定条件を満たす方については
(2018年8月以降) 限度額適用認定証を申請できます。
「2割」(一般)の方は、従来どおり手続きの必要はありません。



マイナ保険証をお持ちの方への限度額適用認定証の交付は廃止されました。

（マイナ保険証で確認ができるため）

ただし、以下に該当する方は申請が可能です。

理由欄にチェック（☑）のうえご提出願います。

誠に恐れ入りますが、理由欄のいずれにも該当しない方および☑がない方への交付はできません。

【 限度額適用認定証 申請理由 】

- ☐ マイナンバーカードを紛失したため
- ☐ マイナンバーカードの更新手続き中のため
- ☐ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
- ☐ マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
- ☐ マイナンバーカードを作っていないため
- ☐ マイナンバーカードを返納したため
- ☐ マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要なため

- ☐ 医療機関より持参を指示されたため